

## 平成25年度 事業計画（案）

はじめに

東日本大震災から早二年以上の歳月が経ち、不幸にも亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様が少しでもころから安らかに過ごせるよう心からお祈り申しあげます。被災地の日も早い復旧、復興をお祈り申しあげます。

さて、自民党政権になって第二次安倍内閣が発足し、景気の回復や雇用の促進などが期待され、金融緩和政策を打ち出すなどして、株価の高騰や円高から円安傾向が続きデフレ脱却に向け明るい兆しが見え始めたところである。また、日本国復興に向け大型予算を組み経済再生や震災対応等に全力が注がれているところである。タクシー業界にも潤いが感じられる景気の回復が待たれるところである。

タクシー業界については、規制緩和から11年が経過し本年2月で12年目を迎えたところであるが、未だ車両の供給過剰や景気低迷による需要の衰退により極めて厳しい経営環境に追い込まれているところである。この間、平成21年10月施行の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」により平成24年9月30日まで指定された特定地域については、昨年10月1日から3年間延長されたところである。引き続き適正化の取り組みとして、タクシー事業者全社で真摯に適正車両数との乖離幅を縮めるべく、事業再構築（減車・休車）を行い供給過剰の解消に努力していかなければならない。また、この様な厳しいタクシー事業の状況を改善しようと、別途法案作成が進められているタクシー事業法（法的拘束力を持つ供給輸送力の削減等）を早期に制定させる必要がある。制定にあたっては、公共交通機関を担うタクシー業界として適切な対応を図る必要がある。

一方、活性化の取り組みも大事である。需要喚起策の一例として、新しいタイプのタクシーであるユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入推進を図り、普及拡大にあたってはユニバーサルドライバー育成研修を実施し、公共交通機関として、ユニバーサルデザインタクシーが利用者利便の向上に貢献することが重要とされるところである。

本年は、当協会が一般社団法人に移行した年でもあり、それを機にタクシー業界を取り巻く諸情勢に適確に対応した協会運営に努め、業界として健全に発展できるよう、将来を見据えた各種の施策を総合的に推進することが必要であることから、平成25年度においても、全会員一丸となって次の重点施策を推進するとともに、各委員会が策定した下記の事業計画を着実に推進するものとする。

### （重点施策）

1. 公共交通機関としての使命の認識と、利用者、行政機関及び関係団体との協議会等を通じ地域の要望の把握に努め、各種良質な輸送サービスの提供について検討を進め新たな需要の創出を図る。

2. 適正な需要と供給関係が維持されるよう平成21年10月施行の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」について、特定地域の指定が3年間延長されたことから、引き続き業界として適切な対応を図り、併せて別途法案作成が進められているタクシー事業法が、国会に上程され早期に制定されるよう適切な対応を図る。
  
3. 交通事故の半減を目指し、交通安全に係る事故防止対策について一層の充実を図るとともに、飲酒運転、過労運転等重大事故に直結する法令違反の防止について更なる注意喚起の徹底を図る。

## I. 総務委員会

1. 協会運営について、新公益法人制度に基づき平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人へ移行したことから、理事会、委員会等各組織の効率的運営のもとに、更に効果的な協会業務を遂行する。併せて、協会事務局の事務処理の効率化についても、引き続き推進する。
2. 行政機関、地方自治体及び全タク連等関係組織からの通達・通知事項の会員への通知・伝達について、迅速かつ正確な処理を行うとともに、会員専用ホームページ、電子メールを活用した効率的な通知伝達方式について更に推進する。
3. 輸送の安全を確保するため、整備管理者研修会の開催等を通じて、整備管理業務の充実を図る。
4. タクシー強盗等タクシーに係る犯罪に対し、県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー犯罪の予防に努める。

## II. 経営委員会

(基本方針)

特定地域の指定が平成 27 年 9 月まで延長された「タクシーの適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、引き続き適正な需給が維持されるよう業界として適正化に向けて適切な対応を図ると共に、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

記

1. 公共交通機関として、地域の交通全般に関して、以下の通りタクシーの特性を生かした各種輸送サービスの提供について検討・推進し、需要の拡大を図る。
  - (1) 地域公共交通会議・モニター会議等における行政機関・関係団体及び利用者との意見交換や懇談等を通じ、地域におけるタクシーの社会的責務や要望を把握する。また、地域の白タク類似行為を把握し適切に対応する。
  - (2) 少子高齢化問題に対応し社会に貢献するため、NPO による有償運送の状況を把握し、かつ、子育て支援特別委員会との協調による子育て支援タクシーや福祉タクシーについて需要の拡大を検討する。
2. 需要の拡大と経営の健全化を目途に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討等を行う。
  - (1) 「タクシーの適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく減・休車後の利用状況の推移及び効果等を把握する。
  - (2) 燃料(LPG 等)高騰や LPG 車両の将来動向に対応し、その対策等を検討する。
  - (3) タクシーIT化(電子マネー、IC カード、スマホ等)への対応を検討する。
  - (4) 環境への配慮のため、電気自動車(EV)タクシー等の導入状況を把握し拡大を検討する。

3. 利用者利便向上のため、ユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入状況を把握し導入拡大を図ると共に、「ユニバーサルドライバー研修」の実施と質的充実を図る。
4. 特措法地域計画における観光立国実現に向けた取組みとして、羽田空港国際化への対応は勿論、内外の観光客に対して、乗務員の質的向上を柱とした神奈川独自の観光タクシーの実現を目指し、方策等の検討を進める。
5. 消費税増税の動向を注視し、これに対応する運賃のあり方を検討する。
6. 別途、需給調整を含む法案作成が進められている「タクシー事業法」等が早期に成立するような適切な対応を図る。

### Ⅲ. 広報委員会

1. タクシーが地域公共交通機関として県民に理解して頂くため、事業活動等を PR するための小冊子「神奈川のタクシー」に加えて、タクシー協会のホームページの活用により広報活動の一層の充実を図る。
2. 「タクシーの日」のキャンペーン活動を実施する。また、関係委員会との連携により実施するサービス向上運動や交通安全運動等の事業において広報活動を展開し、業界のイメージアップに努める。
3. 車いす利用者に限らず、高齢者、妊婦、ベビーカー使用者など誰もが気軽に利用できるユニバーサルデザインタクシーを県民に幅広く広報する。
4. 地球に優しいエコカー・エコドライブに積極的に取り組んでいることを PR し業界のイメージアップに努める。
5. 高齢者及び障害者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」を実施する。
6. 利用者モニター制度により広報公聴活動の一層の充実を図り、タクシーサービスの改善に資する。

### Ⅳ. 労務委員会

1. 平成 25 年度の労務委員会基本方針  
平成 25 年度労務対策指針に基づき事業を推進する。
2. 労働条件の整備
  - (1) 労働契約法等の法令改正の動向を的確に把握し、迅速に情報提供して、法令の理解を深めその遵守に努める。

- (2) 適正な労働時間等の管理体制確立を目指す。とりわけ改善基準告示に基づいた運行管理及び賃金制度が定着するよう支援を行う。
  - (3) 法令改正等に対応した就業規則の作成等を支援する。
  - (4) 各種助成金について、情報提供と活用のための支援等を行う。
  - (5) 第12次労働災害防止計画に基づいた計画策定を支援する。
3. 業界活性化のための調査研究
    - (1) 若年労働者対策  
業界活性化のため、若年労働者確保の方策(賃金制度、キャリアパス等)について調査研究を行う。
    - (2) 高年齢乗務員対策  
業界活性化、安全対策等の観点から、あるべき高年齢乗務員対策についてワーキンググループを設置して調査研究を行う。
  4. 労働行政との積極的な情報交換  
労働行政を主担当とする機関との勉強会等を定期的で開催する。神奈川労働局は、労働基準行政部局にとどまらず、職業安定部局や均等行政部局との連携を図る。
  5. 各会員、各支部との連携強化
    - (1) 労務委員会で収集した情報及び調査研究結果等の迅速かつ的確な提供等のため、各支部推薦労務委員を中心に各支部との連携強化を図る。
    - (2) 協会ホームページ会員専用コーナーを活用し、情報提供チャンネルの拡大を図る。また、モデル就業規則、モデル賃金制度等を検討・策定し、広く会員に周知する。
  6. 健全な労使関係の維持・発展  
全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的で開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持・発展を目指す。
  7. 研修会の開催  
経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。
  8. 各種慈善事業団体等への協力・支援  
神奈川新聞厚生文化事業団等の慈善団体等を通じ、県内交通遺児に対する支援活動への協力、激震災害時等における被災団体等への支援活動を行う。

## V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の半減と街頭営業等における苦情や飲酒運転等の根絶を目指し、下記の事項を強く推進する。

## 記

1. タクシー乗り場等における客待ち停車による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等との連携により街頭指導の充実強化を図る。
2. 交通指導員研修会を開催にあたっては、研修内容の充実とともに交通指導員の更なる資質の向上を図る。
3. 交通事故の特徴・傾向等発生実態を把握し、会員各社に適時適切に情報提供等を行い、実効ある交通事故防止対策を推進する。
4. 重大事故に直結する飲酒運転、最高速度超過運転、疾病、過労及び居眠り運転や無車検車、無免許による運転、また、迷惑・危険性の高い駐停車違反等これらについて防止を図るための啓蒙活動を推進する。
5. 「事業用自動車事故防止コンクール」の主催、「社内無事故コンクール」の共催及び「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」に協賛することにより、交通安全意識の高揚に努める。
6. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の推進にあたっては、関係官庁・団体と連携し実効ある運動を推進する。
7. 国土交通省による「事業用自動車総合安全プラン 2009」に対応し、人身事故件数と死者数の削減、飲酒運転の根絶等に向けて安全対策を推進する。
8. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう推進する。